

一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第131条の2の規定に基づき工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する工事等の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、次の方法により算出する額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次のアからエに掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事の性質上前号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成29年3月23日改正）

この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成31年4月3日改正）

この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（令和4年3月15日改正）

この要領は、令和4年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。